

最高裁判例 から 学ぶ年金法

公的年金の逸失利益性 (その-1)

H〇〇.〇〇.〇〇

【課題・〇〇】 <逸失利益>

1. 街頭相談会 (当塾の主催 〇〇〇や△△△△) で、次のような質問があったとしたら、貴方はどう答えますか ?

<想定質問>

・「年金受給中のお爺さんが、横断歩道を通行中に、信号無視の車にひかれ死亡した。遺族のお婆さんは、運転手に、生きていたらお爺さんが貰えた年金を 損害賠償 として請求ができますか？」

<正しい答え>

・「お爺さんが貰っていた年金の種類により 異なります」
(具体的には、……) となります。

2. 交通事故等の ”不法行為” により死亡した場合、被害者 (の遺族) は加害者に被害者が生きていたら得た (働いて得た・稼得) であろう収入・利益 (稼働収入) を、”逸失利益” として損害賠償ができる (民法 709条・自賠法 3条)/(債務不履行:民法 415条)
(精神的被害・苦痛に対する 慰謝料は、不法行為は請求可能、債務不履行は不可)
- ◆ この場合、被害者に (重要な) 過失があると、過失相殺 として相応額が減額される (民法 722条 2項/(418条))
 - ◆ 他方、被害者の死亡により損害とともに、何らかの収入・利益等 も得る場合は、損害額から、得る利益額を控除して ”損益相殺” の調整をし、公平を図ることになる (民法に明文はないが、民法536条2項・債務不履行時の債権者の危険負担 の類推解釈 の説もある)
3. 年金受給者の年金収入は、今時点の労働の対価 (稼働収入) ではありませんが、それでも ”逸失利益” の対象になる、と考えてよいのでしょうか？
- ◆ (年金法の問題ではないので) 国年法、厚年法に規定はない。民法・自賠法にも明文はない
 - ◆ 実務上は、最高裁の (3つの) 判決により、判例法理 として (ほぼ) 定着しています
以下、3つの判決 を確認してみます

<参考・民法>

- ◆ 第 709条 (不法行為による損害賠償)
故意又は過失によって他人の権利又は法律上保護される権利を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。
- ◆ 第 415条 (債務不履行による損害賠償)
債務者がその債務の本旨に従った履行をしないときは、債権者は、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。債務者の責めに帰すべき事由によって履行をすることができなくなったときも、同様とする。

【課題・〇△】 <退職年金の逸失利益性 :H5.3.24 最大判>

添付 (3/),(4/) から、下記を確認して下さい

- 1. 内容は「退職年金の逸失利益性」に関する 最高裁 H5.3.24 大法廷判決 です
⇒ (大法廷 なので) 従来最高裁の判断基準の変更があった、と想定される

2.<事実の概要>

- ◆ 地公民法の退職年金を受給しながら塾経営の収入を得ていた (A)が自動車に衝突され死亡し、妻(X)は被害者(Y)に (A)平均余命までの「塾経営の収入+退職年金」を 逸失利益 として請求した
- ◆ これに対しYは、将来までの遺族年金額を損害額から控除すべきである、と主張
⇒ 第一審・高裁 : [塾経営収入+退職年金] を逸失利益と認定し、現実に受給した遺族年金のみを控除した

3.<判旨>

- ◆ 「退職年金の受給者が不法行為により死亡した場合、相続人は加害者に、受給者の 平均余命までの退職年金の現在額を同人の損害として賠償請求ができる。
そして、遺族年金が受給できるときは、(損益相殺的観点から) 確定した遺族年金額を損害額から控除し、いまだ確定していない遺族年金額は控除を要しない」
- ◆ 多数意見/少数意見の対比

	退職年金の逸失利益	逸失利益の概念	遺族年金の損益相殺範囲	二重補填	
本判旨 (多数意見)	○	所得喪失説	既受給分	有(将来分)	
少数意見	藤島	×	稼働能力説	×	なし
	園、佐、木	○	稼働能力説	控除しない	有(既、将来)
	味村	○	既受給+将来分	なし

4. 本判決の意義と問題点

- ① 「損益相殺的な調整」という概念を(最高裁として)初めて提示した
- ② ”退職年金の逸失利益性”を明確に肯定(従来どおり)
- ③ 逸失利益について、”平均余命までの退職年金の現在額を遺族が相続した”という解釈を採用した
- ④ 控除の範囲を 既受給の遺族年金とし、従来判例を変更した
- ⑤ **問題点** : (4/)4. 参照 ⇒ 次回以降(障害年金/遺族年金)に扱います

★ 本例は、地公民法なので ”退職年金” ですが、”国年・厚年” の ”老齢年金” にもそのまま適用される、と考えられています

(本事件は、S61.1月 旧・年金法の時代に発生したものです)

最高裁判例 から 学ぶ年金法

公的年金の逸失利益性 (その-2)

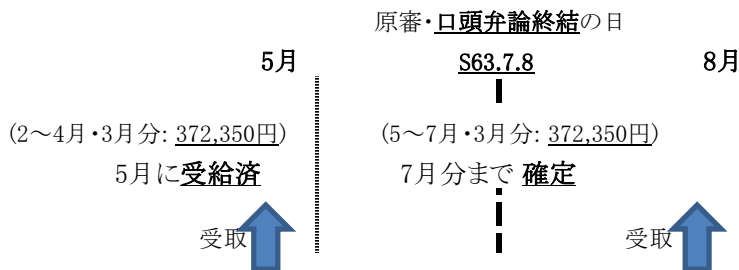
H〇〇.〇△. 〇

【課題・〇〇-2】 <H5.3.24 最高裁大法廷 判決>

1. 前回【課題・〇〇】では、“退職年金の逸失利益性”を<別冊ジュリスト>の解説を中心に説明しました。この解説には出てない内容を、実際の判決文(一部)で確認します
2. (3/)～は、H5.3.24 最高裁大法廷 判決文の前半部分です。下記を確認して下さい
 - ◆ “高裁・原審の判決は違法である”と否定している : 1P・理由・下段部分
 - ◆ “損益相殺的な調整”の文言が、各所にある : 2P
 - ◆ 控除すべき範囲を “損害が実際に補てんされたといえることができる範囲”と明示し、支給を受けることが確定した額が限度で、確定していない額は含めない : P3
 - ◆ 具体的には、原審の口頭弁論終結時 (S63.7.8) までに 受給した額ではなく受給が確定した額 である : P4,P5
3. 年金額等の金額は、下記のようにです

	原審 (2審・高裁)	最高裁
平均余命までの 退職年金の現在額	10,355,671 円	10,355,671 円
受給とする遺族年金額 (口頭弁論終結までの受給額)	3,211,151 円	3,583,501 円 (+372,350円) (口頭弁論終結までの <u>確定額</u>)
過失相殺による減額 自賠法の保険金 弁護士費用(加算)	(4,982,376 円)	(4,982,376 円)
損害賠償額	2,162,144 円	1,789,794 円 (-372,350円)

4. 金額算出の根拠



※ 当時の年金受給・受取りは、前3カ月分を2,5,8,11月の年4回受給・受取になっていた

最高裁判例から学ぶ年金法

公的年金の逸失利益性 (その-3)

H〇〇.△.△△

【課題・△〇】 <障害年金の逸失利益性 :H11.10.22 最二判>

1. 添付(3/)～は、「障害年金の逸失利益性」に関する最高裁 H11.10.22 第二小法廷判決です

2. <事件の経過 等>

◆ 1級障害年金を受給中の夫が、H4.7.16 入院先病院で胃瘻(いろう)造設術中のミスにより死亡したので、妻等の相続人が、医師・医院に損害賠償を請求した

・相続人は、妻と子 2人

◆ H4.7月 の受給した 障害年金の金額 …… 2,525,700 円

・障害基礎年金 : 1,324,800 円

906,600 (725,300×1.25) + 418,200 (子の加算:209,100×2)

・障害厚生年金 : 1,200,900 円

基本額 (991,800(?)) + 配偶者加給: 209,100)

◆ H4.8月以降 に受給する 遺族年金額 …… 1,738,600 円

・遺族基礎年金 : 1,143,500 円 (725,300 + 418,200)

・遺族厚生年金 : 595,100 円 (報比×(3/4)=(991,800/12)×(3/4))

[★ H4年の年金額は H22.5.13 【課題・47】 <塾資料-19,20> 参照]

3. <判 旨>

① 障害基礎・厚生年金の基本部分は、保険料を納付した者の障害状態に支給される

・保険料を納付した者の 拠出に基づく給付 であること

・特に短命とは認められず 平均余命までの受給の蓋然性 が高いことから、逸失利益性が認められる

② 子及び妻の加給年金部分は、

・拠出された保険料とのけん連性がなく、社会保障的性格 が強い

・子の婚姻/養子縁組、配偶者の離婚で終了等 存続の確実性が薄い ので、逸失利益性は認められない

(★ 加給年金も逸失利益に含めていた原審を否定・変更)

③ 遺族年金の控除の範囲は、支給が確定した遺族年金額を限度とする

(本判決は、新・年金法(S61.4.1以降)を対象とした初の最高裁判決としての意味がある)

【課題・△□】 <遺族年金の逸失利益性 :H12.11.14 最三判>

1. (/) は、「遺族年金の逸失利益性」に関する 最高裁 H12.11.14 第三小法廷判決 です

2. <事件の概要>

◆ 夫の死亡により、遺族厚生年金と市議会議員共済の給付金（以下「遺族年金」）を受給していた 妻(A) が交通事故で死亡し、相続人・遺族 (X) が損害賠償等を請求した

⇒ 第一審 は遺族年金の逸失利益性を肯定、高裁 は 否定した

3. <判 旨>

◆ 下記理由により、遺族年金は 逸失利益に当たらないとした

- ① 遺族年金は、専ら遺族・受給権者の生計維持に限られる一身専属制のもの
- ② 受給権者の保険料拠出がなく給付と負担とのけん連が間接的で社会保障的給付
- ③ 受給権者の婚姻・養子縁組、離婚等で失権し、存続の確実性が薄い

【課題・△□-2】 <公的年金の逸失利益性 の整理・比較>

1. 最高裁 三判例の整理・比較

受給年金 の 種類	逸失利益性	遺族年金の控除範囲
退 職 年 金	○	○ (既受給分)
障害年金 (基本年金)	○	○ (既受給分)
障害年金 (加給分)	×	×
遺 族 年 金	×	×

国・厚の老齢も同

2. 学説は 遺族年金の控除範囲 (全額控除すべき) に批判が多い

3. 最高裁 三判例 から見える 公的年金の本質

◆ 拠出に基づく給付は、逸失利益となり 遺族は損害賠償を請求できる
無拠出、社会保障的、一身専属 の給付は、逸失利益を否定 の方向



(今後、場合により 想定される方向)

◆ 今後、公的年金の財務状況の悪化 が続いた場合、考えられそうなこと

・一身専属制、給付と負担のけん連がない内容の給付

加算・加給年金 ⇒ まず、最初に減額 ？

遺族年金制度 ⇒ 減額、任意加入(希望性)制度 等

◆ 将来、公的年金の財務状況が 超困窮になった場合、考えられそうなこと

・無拠出、社会保障的内容の給付 ⇒ 保障・福祉(扶助) の分野に移す

例：学生、主婦の任意・未加入期間の障害 ⇒ 特別障害給付金 (年金法の給付 でない!!)

3. 拠出制 と 無拠出性 の 本質

・拠出制 ： 保険的、自助/共助 の性格 が強い

・無拠出 ： 扶助/救貧的、公助 の性格 が強い